

介護保険サービス利用料の免除（令和 7 年 6 月 30 日利用分で終了）

令和 6 年能登半島地震により被災され、介護保険サービスの利用料（自己負担分）を支払うことが困難な方のうち、対象要件に該当する方については、免除対象期間のサービス利用料を免除します。

なお、介護保険施設等での食費や居住費等の自己負担分については通常どおりの支払いが必要です。

【免除対象期間】

令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの介護サービス利用分

地震の前から金沢市にお住いの場合は能登半島地震の発災日である令和 6 年 1 月 1 日から、地震の後に金沢市に転入した場合は転入後の期間を免除対象期間とします。なお、要介護認定等をお持ちでない方が地震の後に要介護認定等を受けた場合は認定後の期間を免除対象期間とします。

【令和 7 年 7 月以降に免除対象者であることが判明した場合】

これまで能登半島地震に伴う利用料免除を受けず、新たに免除対象者であることが判明した場合は、介護保険課へご相談ください。（電話 076-220-2264）

【利用料免除の対象要件】

令和 6 年能登半島地震に係る被害により、次のいずれかに該当する方は対象となります。

住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした

主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った

主たる生計維持者の行方が不明である

主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

【免除する利用料】

支給限度額の範囲で負担割合（1～3 割）に応じた介護保険サービスの利用者負担分を免除します。ただし、食費・居住費は免除の対象外です。